本号で公布された法令のあらまし

◇**航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令**（政令第四六号）（総務省）

1　国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として新たに岩国飛行場を指定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第四七号）（国土交通省）

1　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、平成二八年三月三一日までの間、三大都市圏の既成市街地等以外の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とすること。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第四八号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模について、平成二八年三月三一日までの間、防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とすることとした。（附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、平成二八年三月三一日までの間、防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、三大都市を対象とすることとした。（附則第一条の四関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令**（政令第四九号）（警察庁）

1　取扱死体の死因を明らかにするための検査（第一条関係）

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第一二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、次のとおりとすることとした。

㈠　体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認

㈡　心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認

㈢　体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他人の生命又は身体を害するおそれがある物（2において「薬物等」という。）に係る検査

㈣　体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量が変化する性質を有する物質に係る検査

㈤　死亡時画像診断

㈥　㈤に掲げるもののほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

2　専門的知識及び技能を要しない検査

法第五条第二項ただし書（法第一二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、1㈢に掲げる検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則（法第一二条において準用する場合にあっては、国土交通省令）で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）とすることとした。（第二条関係）

3　組織の採取の程度が軽微な措置

法第八条第二項ただし書（法第一二条において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、毛髪の抜取りとすることとした。（第三条関係）

4　管区海上保安本部の事務所

法第一二条において読み替えて準用する法第四条第一項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とすることとした。（第四条関係）

5　技術的読替え

法第一二条の規定による技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第五〇号）（総務省）

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成一八年法律第一一九号）の施行期日を平成二五年四月一日とすることとした。

◇**独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第五一号）（総務省）

1　関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第八条関係）

2　経過措置

㈠　独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならないこととした。（第九条関係）

㈡　総務大臣が基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績について評価を受ける場合においては、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）の規定を準用することとした。（第一〇条関係）

㈢　基金の解散の日の前日を含む中期目標の期間は、その解散の日の前日に終わることとするとともに、その期間における業務の実績の評価については、総務大臣が評価を受けることとし、この場合においては、独立行政法人通則法の規定を準用することとした。（第一一条関係）

㈣　基金が交付した助成金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）の規定を準用する旨の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六三年法律第六六号。以下「旧基金法」という。）の規定は、旧基金法の廃止後もなお効力を有することとした。（第一二条関係）

㈤　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成一八年法律第一一九号。以下「廃止法」という。）の施行前に旧基金法の規定に基づく慰労金に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法の規定の適用については、なお従前の例によることとした。（第一三条関係）